

商業登記規則等の一部を改正する省令における代表取締役等の住所非表示措置に関し、弁護士による職務上請求制度の創設等を求める会長声明

1 省令改正について

2024年4月16日、商業登記規則等の一部を改正する省令（令和6年法務省令第28号、以下「本省令」という。）が公布され、同年10月1日より施行された。

本省令は、一定の要件を満たした場合には、株式会社の代表取締役、代表執行役又は代表清算人（以下「代表取締役等」という。）の住所の一部について、申出により、登記事項証明書や登記事項要約書、登記情報提供サービスに表示しないこととする措置を定めたものである。

2 本省令の問題点等について

当会としても、代表取締役等のプライバシーを保護するという本省令の趣旨には賛成する。

しかし、商業登記における代表取締役等の住所は、会社に事務所や営業所がない場合の普通裁判籍を決する基準としたり、本店所在地への送達が不能となった場合の送達場所としたりするものであるほか、会社を悪用した詐欺商法を含む消費者被害等の救済に当たっての調査や被害回復のため、一定の場合に公開されることが必要となる情報である。

この点、現在の手続きにおいては、代表取締役等の住所を把握する方法として、登記簿の附属書類を閲覧することになる。

ただし、この手続きによる場合、請求人ないしその代理人は、利害関係を疎明する資料をもって、管轄法務局の窓口まで赴くか、ウェブ会議システムを利用した閲覧請求（令和6年法務省令第32号）をしなければならない。

前者の方法は、請求人の住所から管轄法務局が遠方に所在する場合には、被害者に対し、大きな経済的負担を課すこととなるし、時間的な負担も大きい。

後者の方法も、請求人が、窓口又は郵送で、所定の方式により登記申請書の閲覧請求を行った後、登記官が、これを相当、かつ、正当な理由があると判断した場合、請求人に連絡して日程調整を行い、実際の閲覧手続に進むというものである。実際の閲覧に至るまで相当の時間を要すると考えられる上、土日祝日夜間における閲覧の機会は確保されないため、迅速な閲覧は不可能である。

特に、昨今、国際ロマンス詐欺やSNS投資詐欺等の詐欺商法が多数発生して社会問題化しており、被害金の振込先等で、会社名義の預金口座等が多

数悪用されている状況にある。

会社名義の預金口座等が悪用される等の方法により被害が発生した場合、被害者において、代表取締役等への送達や役員責任追及、保全のため、迅速に、代表取締役等の住所を把握したいというニーズは、実務上、極めて高い。

また、会社に事業所や営業所がなく、被害者の請求につき消滅時効の問題がある場合など、被害者が、権利の実現のため、即時に代表取締役等の住所を把握する必要がある。

3 新たな制度の創設及び制度運用への提言

そこで、代表取締役等の住所についての弁護士による職務上請求制度の創設がなされるべきである。

この点、本省令のパブリックコメントの結果において、「犯罪収益移転防止法の本人確認の関係があるため、特に士業の特定事業者は閲覧できるようにしてほしい」との意見に対して「士業のみ無条件に閲覧可能とするようなことは困難と考えますが、今後の参考とさせていただきます。」との回答がなされている（「商業登記規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について」No10）。

しかしながら、職務上請求であれば、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要があることや、代表取締役等の住所の利用目的等を明らかにしなければならず、無条件の閲覧を可能とするものではない。

また、商業登記よりもプライバシー情報の量が多い戸籍や住民票について、弁護士による職務上請求が認められている（戸籍法第10条の2及び住民台帳基本法第12条の3）。そのため、新たに開示請求の制度を創設したとしても、戸籍や住民票の職務上請求手続きと同様に、用途の特定等、一定の要件を課すことにより濫用的な開示請求を防止することは可能である。

4 終わりに

以上より、当会は、国に対し改めて、弁護士が職務上必要な場合に、代表取締役等の住所を迅速に把握することを可能とするため、商業登記法を改正し、商業登記においても弁護士による職務上請求制度を創設することを強く求める。

以上

2024年（令和6年）12月12日

茨城県弁護士会

会長 篠崎和則